

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年6月17日

(名称) 吉野町地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
吉野町生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画)
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>●吉野町では、</p> <p>①吉野町と橿原市や大阪市を結ぶ広域幹線公共交通機関としての鉄道（近鉄吉野線）</p> <p>②吉野町と隣接する大淀町、川上村等を結ぶ幹線公共交通機関としての連携コミュニティバス（広域連携コミュニティバス）</p> <p>③吉野町内の各地区及び川上村と公共施設や商業施設、医療機関、鉄道駅などを結ぶとともに、小中学生の通学交通手段としての役割も兼ね備えた地域内公共交通機関としてのコミュニティバス（市町村有償運送、「スマイルバス」）によって、公共交通体系が形成されている。</p> <p>これらの公共交通機関は、児童・生徒の通学、自動車を運転できない高齢者の買い物や通院など、生活に必要な活動のために重要な役割を果たしている。しかしながら、自動車利用を前提とした生活スタイルの浸透、少子化の進展による通学需要の減少、高齢化の著しい進展と人口減少社会の到来などを背景として、路線バスは規模の縮小を続け、現在は廃止となり、かつスマイルバスの利用者も減少傾向にある。このような状況の中で吉野町では、町内のほぼ全域をカバーするスマイルバスの充実により、車を運転できない人が気軽に外出することのできる交通環境を創り、町内の交流を活発化することを目指している。その実現のためには、町民が日常生活に必要とする活動の機会を確保できる町内の公共交通サービスを継続して提供していくことが必要であり、利用の動向を見極め、限られた財源の中でより効率的な運行を行なうことが重要な課題であると認識している。地域公共交通確保維持事業はその実現に必要不可欠な事業であり、この事業を活用することによって吉野町内で必要とされる公共交通サービスを安定的に提供することが目的としている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
<p>(1) 事業の目標</p> <p>① 最低限の利用に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマイルバスの各系統について、1便当たりの利用者数は最低2.0人を上回ることを最低限の利用に関する目標とする。 <p>② 年間の利用者総数に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やケーブルテレビにより、公共交通の利用促進をPRする。 ・また、高校生の通学時の自宅から鉄道駅までのスマイルバス利用の増進を図る。 ・これらによってスマイルバスの新たな利用者の開拓を図り、スマイルバス年間利用者数の増加を目標とする。

(2) 事業の効果	
① 町民が広くスマイルバスを利用することによる公共交通の利用者数の増加と運賃収入の増加	
② 自動車を利用できない高齢者や児童・生徒が日常生活で必要とする公共交通サービスの継続的な提供	
③ 高齢者等の外出機会の増加と社会参加や交流の促進や健康の維持・増進	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
・鉄道との接続、他公共交通機関も含めた公共交通のネットワークが分かるハンドブックを作成し、町内全戸に配布する。(吉野町)	
・他のコミュニティバス(南部地域連携コミュニティバス)の利用促進のため、町民に対し特別乗車券を発行することで、本町スマイルバスの利用促進の相乗効果をねらう。 (吉野町)	
・乗降者の利便を図るため、ダイヤや接続情報をインターネットサイトに提供する。 (吉野町、事業者)	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	
吉野町	
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	
吉野町（市町村運営有償運送）	
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>	
該当なし	

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行経路が狭隘であるといった地理的条件から14人乗りバスを取得し運行している。より多くの利用者の確保、事業効率性を重視し持続可能な運行を目指す。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

想定する路線で運行が十分可能な車両サイズ、幼児や高齢者が利用しやすい車両構造であることが必要である。

(2) 事業の効果

- ・幅員の狭い道路でもスムーズな運行が可能。
- ・バス運行の安全性向上。
- ・幼児や高齢者などの利用者が容易。
- ・技術革新により燃料消費の改善、経費削減の効果。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成30年2月22日 第23回吉野町地域公共交通協議会開催 運行計画の見直し等について協議し、合意を得る。
- ・平成30年6月28日 第24回吉野町地域公共交通協議会開催 前年度利用実績報告と運行計画見直し等について協議し、合意を得る。
- ・平成31年2月20日 第25回吉野町地域公共交通協議会開催 バス停の新設ゴールデンルートの対応等について協議し、合意を得る。
- ・平成31年3月19日 第26回吉野町地域公共交通協議会開催 平成31年4月改正協議し、合意を得る。

18. 利用者等の意見の反映状況

平成28年4月に開院した南奈良総合医療センターへのアクセスについて、地域住民からの要望が多かったが、本協議会と別の南部地域公共交通活性化協議会での協議を経て、平成29年4月から連携コミバスの医療センターへの延伸が実現した。本町においても連携コミバスとの接続をすべてのコースにおいて実施する予定で計画している。(一部のコースは実施済み。) また、個別の意見も自治会から要望として取り上げ、利便性の向上を目標とした計画とした。

19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	奈良県 県土マネジメント部 地域交通課
関係市区町村	吉野町 総合政策課
交通事業者・交通施設管理者等	奈良交通株式会社 吉野大峯ケーブル株式会社 奈良県吉野土木事務所 奈良県吉野警察署 近畿日本鉄道株式会社
地方運輸局	奈良運輸支局
その他協議会が必要と認める者	吉野町区長連合会 吉野町老人クラブ連合会 一般社団法人吉野ビジャーズビューロー 社会福祉法人吉野町社会福祉協議会 奈良県交通運輸産業労働組合協議会 公益社団法人奈良県バス協会 一般社団法人奈良県タクシー協会 吉野町タクシー協会 上市部会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県吉野郡吉野町大字上市 80 番地の 1

(所 属) 吉野町役場 総合政策課

(氏 名) 八釣 直己

(電 話) 0746-32-3081(代)

(e-mail) seisaku2@town.yoshino.lg.jp